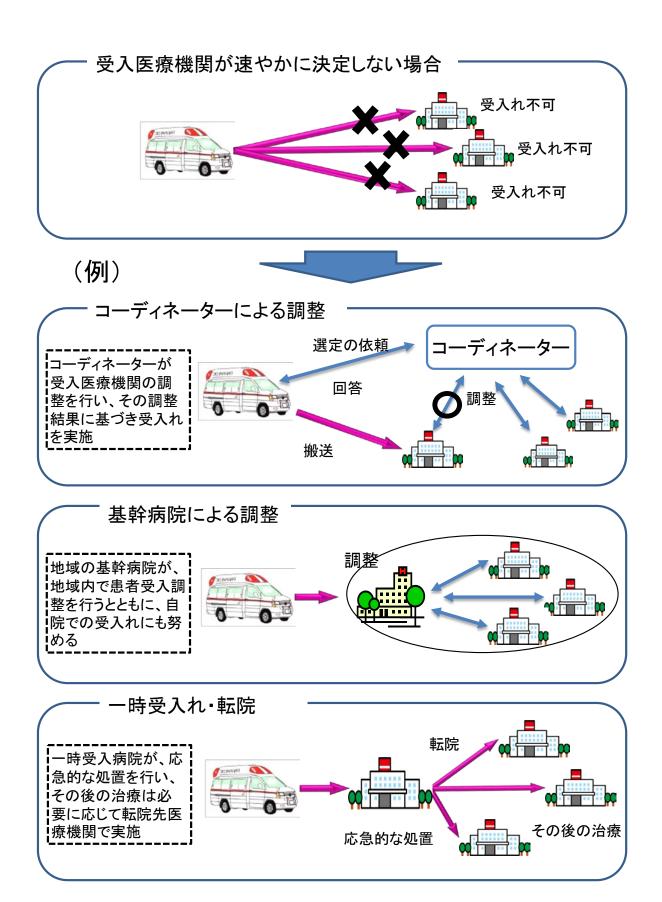
第6号(受入医療機関確保基準)

傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成する ための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

第6号の基準(受入医療機関確保基準)は、傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準及びその他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項についての基準を策定するものである。

- (1)傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準
 - 第5号までの基準に従って、傷病者の搬送及び受入れの実施を試みて もなお、傷病者の受入れに時間がかかるケースが発生することが考えら れる。そのような場合に傷病者を速やかに受入れるため、消防機関と医 療機関の間で合意を形成する等のルールを設定しておく必要がある。
 - ① 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合の設定
 - ・ 当該ルールを適用すべき場合について、照会回数__回以上、現場 滞在時間(or 医療機関の選定に要している時間) 分以上等を設定
 - ② 受入医療機関を確保する方法の設定例(次頁参照)
 - コーディネーターによる調整
 - 基幹病院による一時受入れ
 - 機能別に最終的な受入医療機関をあらかじめ設定



(2) その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項